

ICカード特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行する「キャッシュカード」、「ローンカード」のうち、ICチップが付加されたカード（以下、「ICカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約で定める事項は当金庫「カード規定」、「ローンカード規定」で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫「カード規定」、「ローンカード規定」により取り扱います。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫「カード規定」、「ローンカード規定」の定義によるものとします。

2. (ICカードの利用)

ICカードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫所定のICカードが利用できる預金機（以下、「ICカード対応預金機」といいます。）を使用して預金に預け入れをする場合
- (2) 当金庫所定のICカードが利用できる支払機（以下、「ICカード対応支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫所定のICカードが利用できる振込機（以下、「ICカード対応振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込みの依頼をする場合
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合

3. (1日あたりの払戻限度額・回数)

- (1) 当金庫および支払提携先のICカード対応支払機を利用した1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。
なお、1日あたりの払戻しはICチップ提供機能を利用した払戻しとICチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、当金庫および支払提携先のICカード対応支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (3) 当金庫および支払提携先のICカード対応支払機による1日あたりの払戻回数は、ICチップ提供機能を利用した払戻回数とICチップ提供機能を利用しない払戻回数のそれぞれについて、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

4. (ICカード対応預金機・支払機・振込機の故障時の取扱い)

ICカード対応預金機・支払機・振込機の故障時には、ICチップ提供機能は利用できません。

この場合、損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

5. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) ICチップの故障等により、ICカード対応預金機・支払機・振込機においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能は利用できません。

この場合、当金庫所定の手続きにしたがって、すみやかに当金庫取引店にICカードの再発行をお申し出ください。

- (2) ICチップの故障等によって、ICカード対応預金機・支払機・振込機においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

6. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上